

## 香川県共同募金会広域助成基準

香川県共同募金会（以下「本会」という。）の共同募金の広域助成は、本会助成規程に定めるほか、この助成基準に基づいて、適正かつ効果的に行うものとする。

### 【広域福祉活動支援事業】

#### 1 目的

社会福祉団体、更生保護団体、特定非営利活動法人、ボランティア団体などが行う全県的又は広域的で公益性の高い福祉等の事業に助成を行う。

#### 2 助成対象要件

- (1) 法人又はこれに準ずる組織として運営がなされていること。
- (2) 社会福祉を目的とする事業の運営がなされていること。
- (3) 設立後1年以上継続した活動実績を有すること。
- (4) 自己財源が乏しく、助成を必要とするもの。
- (5) 助成事業について共同募金助成事業であることを明記し、効果的な広報を行うことができること。

#### 3 助成対象の欠格要件

- (1) 本会が行う助成事業に関する資料提供等の求めに対し、的確かつ適正に応じないもの
- (2) 具体的な目的がないまま相当の繰越金を有するもの
- (3) 経理状況が極めて不良と認められるもの
- (4) 過去5年間において不適正な管理運営がなされていたもの

#### 4 助成対象事業

全県的又は広域的な社会福祉の向上又は社会貢献につながると見込まれる事業

- (1) 事業実施のための活動費
- (2) 事業実施に必要な資機材等購入事業

#### 5 助成対象としない事業及び経費

- (1) 飲食経費
- (2) リサイクルにかかる費用
- (3) 団体運営費（人件費を含む。）
- (4) 第三者への助成又は委託事業
- (5) 団体の構成員等特定の者のみを対象として実施する事業
- (6) 営利又は営利を目的とみなされる事業

#### 6 助成率

対象事業費の4分の3以内

#### 7 助成限度額等

一事業につき 10万円～50万円

#### 8 助成期間

同一事業に対する継続助成は、原則として3年とする。

9 その他

特別な事情のため、上記基準に拠りがたい場合に、事業の目的・内容・効果等を勘案し、配分委員会の議を経て理事会が承認した場合はこの限りではない。